

住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置について

令和 8 年 4 月改正

令和13年 3 月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅は、翌年度分の固定資産税から 1 / 3 が減額されます。

※工事完了後 3 か月以内の申告が必要です。詳細は下記をご覧ください。

●対象となる家屋

住宅の種類	① 新築後10年以上経過した住宅（賃貸住宅は対象外） ② バリアフリー改修後の床面積が登記簿表示上40㎡以上240㎡以下であること。区分所有家屋については、専有部分の床面積が40㎡以上240㎡以下であること ③ 併用住宅の場合は、床面積の 1 / 2 以上が居住用であること
居住者の要件	次のいずれかの方が当該家屋に居住していること。 ① 65歳以上の方（工事が完了した翌年の 1 月 1 日現在の年齢） ② 要介護認定又は要支援認定を受けている者 ③ 障がいを持っている者
工事費の要件	工事に係る自己負担額が 1 戸当たり税込50万円を超えていること ※助成や給付等の補助金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。

●一定のバリアフリー改修工事の内容

① 介助用の車いすで、容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	
② 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良により、その勾配を緩和する工事	
③ 浴室を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	(1) 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽を、またぎ高さの低いものに取り替える工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他高齢者等の浴室の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
④ 便所を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	(1) 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事

⑤便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
⑥便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事	
⑦出入口の戸を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
⑧便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	

●減額される税額

改修した住宅（居住部分のみ対象）の固定資産税額の 1 / 3

※ 1 戸あたり 100㎡を限度とします。

●手続き方法

改修工事完了後 3 か月以内に、必要書類を名護市役所税務課資産税係へ提出してください。

●必要書類

- ① 住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税減額措置の適用申告書（指定様式）
- ② 居住者の要件に応じた書類
 - ・ 65歳以上の方 ⇒住民票の写し
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方 ⇒介護保険被保険者証の写し
 - ・ 障がいのある方 ⇒障害者手帳等の障害者である旨を証する書類の写し
- ③ 改修工事の内容が分かるもの
 - (1) 改修工事の明細書
 - (2) 改修箇所の改修前・改修後の図面及び写真

※これらの工事の明細書等については、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関及び建築士事務所に所属する建築士が発行する証明書に代えることもできます。
- ④ 改修工事の費用が確認できるもの（領収書の写し等）
- ⑤ 補助金等の交付決定通知書等の写し（補助金等を受けた場合のみ）

●注意事項

- ① 「住宅の耐震改修工事に係る減額措置」と同時に適用はされません。ただし、「住宅の省エネ改修工事に係る減額措置」との同時適用は可能です。
- ② 1 戸につき 1 回限りの減額措置です。

<問い合わせ>

名護市役所 税務課 資産税係

TEL : 0980-53-1212（内線185） FAX : 0980-53-1286